

(昨年十一月廿二日の一週忌前後に當り再び瓦斯災害を生
ぜざる様)

十三、争議休業中の日給を支給されたし

十四、争議費用は會社にて負擔されたし

十五、不法解雇者傷病患者に對する不都合の所置に對しては即時
善後策を講ぜられたし

(以上)

十、争議の經過

1、争議團の策動と炭坑側の態度(十一月二十七日迄)

争議團に在りては十一月二十四日朝其の本部として坑所外
第二見張所に近く家屋を借入れ坑夫組合九州聯合會新多支
部の看板を併せ掲げアデピラを撤布して闘争を開始し、翌
二十五日には團長に中村守夫を副團長に溝口恵を擧げ陣容

を整へると共に争議團員心得及び争議宣言書(別紙参照)と
第二封筒要求書(前掲参照)を作製し且つ要求書は直ちに之
を炭坑宛郵送したのである。

一方炭坑側に於ては争議團事務所に新に見張所を設けて警
備員を増し或は非常ベルを備付くる等争議團側の策動に對し
嚴重警戒をなして全坑夫の動搖防止に努め、右郵送し來れる
要求書は開封せず其の儘之を返還し且つ主謀者七名に對し二
十六日付を以つて解雇通知を交付したのである。

解雇通知を交付されたる七名の者は之れを不當なりとて連名
の理由書を附して返送し、數種のアデピラを撤布して坑内と
の連絡をヒソかに策したのである。且つ亦前記の坑内にて負
傷したる岡野菊次郎が十一月十四日解雇せられて以來病勢悪
化し殆んど發狂状態となり更に更に交渉するところあらんとし